

- 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（有価証券とみなさなくとも公益等のため支障を生ずることがない と認められるもの）</p> <p>第四条の二 「略」</p>	<p>（有価証券とみなさなくとも公益等のため支障を生ずることがない と認められるもの）</p> <p>第四条の二 「同上」</p>
<p>2 令第一条の二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、電子決 済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号 ）第二条第三項第一号に掲げるものとする。</p>	<p>〔項を加える。〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。